

公益社団法人計測自動制御学会 支部規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という）定款第39条第1項により設置される本会支部に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第2条 支部は、理事会の決議により設置される。

- 2 支部運営を統括するために、理事会の下に支部協議会を置く。
- 3 支部を設置しようとするものは、20名以上の正会員連名の支部設置趣意書を支部協議会の承認を得て、支部担当業務理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。

(支部長)

第3条 支部には、支部長を置く。

- 2 支部長は、支部を代表し、支部担当業務執行理事の指示により、支部内の管理を行う。
- 3 支部長は、支部で候補者を選考し、支部協議会の承認を得て、支部担当業務理事より理事会に提案し、理事会で選任される。
- 4 支部長の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(支部の組織と運営)

第4条 支部の事業を推進するために、支部運営委員会を置く。支部運営委員会の規程は、別に定める。

- 2 支部の組織と運営に関しては、必要に応じて各支部で細則を定めることができるが、法律上の機関である理事会等の権限を侵さないものとする。

(会計)

第5条 支部の活動に関する収支、資産及び負債などは、本会全体の会計として取り扱うものとし、支部独自の会計は持たない。

- 2 支部に会計幹事を置く。
- 3 会計幹事は、総務委員会の予算小委員会の委員として、支部の活動に関する収支、資産及び負債などについての会計事務を行う。
- 4 支部の活動に関する会計事務は、本会会計処理規則に定めるところによる。

(廃止)

第6条 支部の廃止は、理事会の決議によりこれを行う。

- 2 支部の廃止提案は、支部長より支部協議会に提案し支部協議会の議を経て、支部担当業務理事より理事会に提案し、承認を得るものとする。
- 3 廃止された支部に関する資産及び負債などは、支部協議会がこれを管理する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、支部協議会及び理事会の議を経るものとする。

附 則

1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。